

# 農業の多面的機能の発揮の促進に関する計画

香取市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧佐原市区域

#### (1) 現況

本地域は、北部は利根川沿いの平坦地に広がる水田単作地帯で、古くから早場米生産地で知られている。南部は北総台地の畑地帯で、サツマイモでは『さわらっこ』としてブランド化している他、梨などの果樹の栽培が盛んである。農業生産法人や認定農業者はいるものの、高齢化や後継者不足が進み農道や水路の管理の負担が増大している。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、『法』という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧小見川町区域

#### (1) 現況

本地域は、利根川沿いや黒部川沿いの平坦地に広がる水田単作地帯で、古くから早場米生産地で知られており、南部の高台にある畑地帯では野菜の栽培が盛んである。水田は小区画のものが大半で、高齢化や後継者がいないことにより規模縮小または離農する農家が増え、農道や水路の管理の負担が増大している。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧山田町区域

#### (1) 現況

本地域は、黒部川沿いの平坦地に広がる水田と高台の畑地帯があり、水稻やにら・人参などの野菜の栽培が盛んである。また、酪農や養豚も盛んで、耕種農家と畜産農家の連携による土づくりや環境保全型農業の取組が盛んである。但し、谷津田も多く、農家の高齢化や後継者不足により農道や水路の管理の負担が増大している。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧栗源町区域

(1) 現況

本地域は、栗山川沿いの平坦地に広がる水田と高台の畑地帯があり、水稻やサツマイモの栽培が盛んで、近年では農産物直売所や体験型農園などの観光を取り入れた取り組みを行っている。しかし、農家の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地となる水田が増えている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業             |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 旧佐原市区域    | 法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業 |
| ② | 旧小見川町区域   | 法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業 |
| ③ | 旧山田町区域    | 法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業 |
| ④ | 旧栗源町区域    | 法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業 |

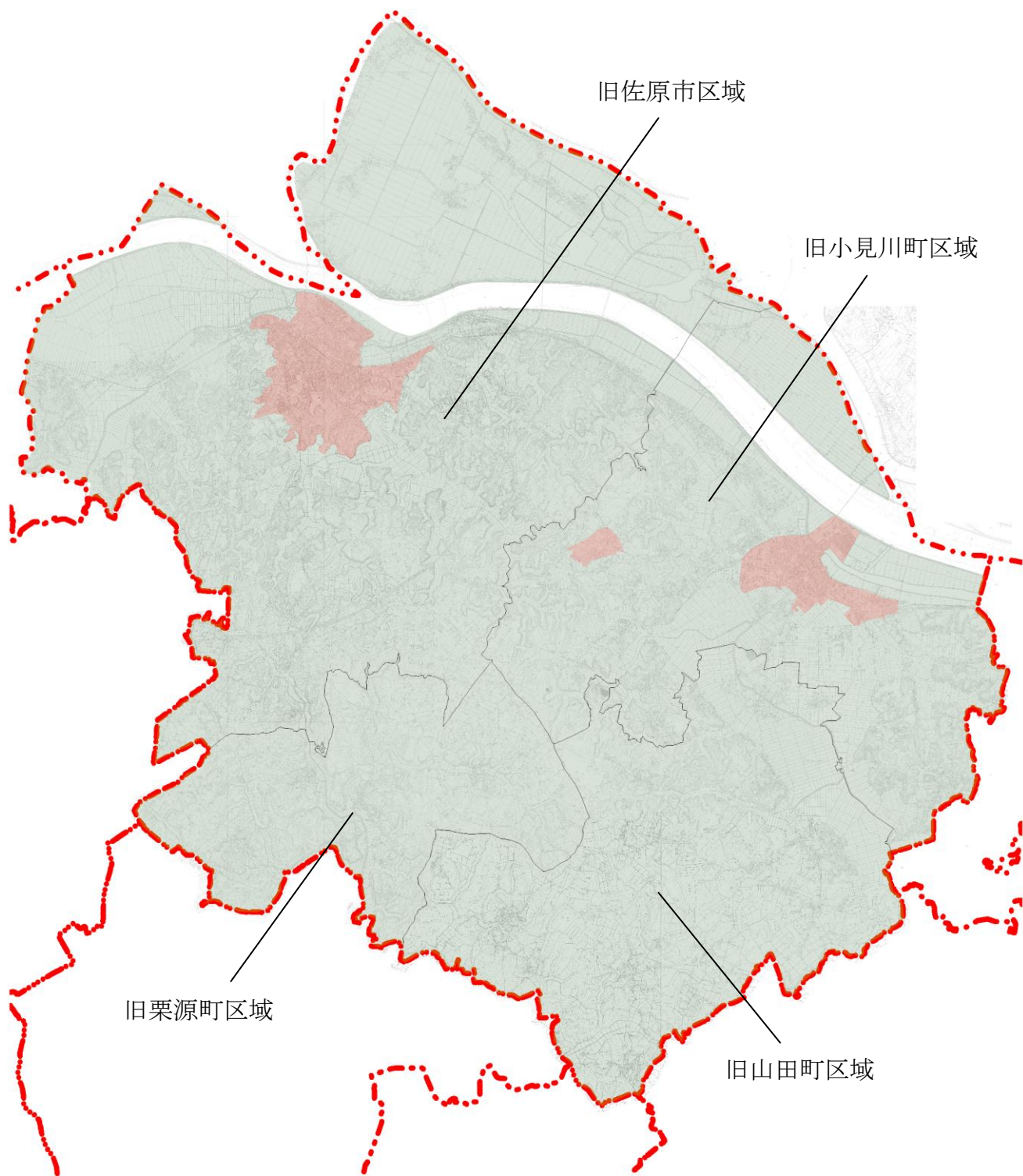
**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用することとする。

# 促進計画区域図（香取市）



■ 農業振興地域

1号事業：農振農用地区域内の農用地及びそれらと一体的に取り組む必要があると認められた農用地

3号事業：農業振興地域の農地

■ 都市計画区域用途地域

— 旧市町村境界